

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 2月27日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第 1 号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則（平成16年佐賀県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（企画・経営グループの分掌事務）</p> <p>第 5 条 企画・経営グループの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 本部の各課（センター、部に置かれた課、統括本部における第25条第 1 項の規定により置かれた職にある者からなる組織、粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに政策監及び第26条第 1 項の規定により置かれた職にある者からなる組織を含む。）及び現地機関への指導及び助言に関すること。</p> <p>（4）～（6） 略</p> <p>2 略</p> <p>第21条 略</p> <p>2 統括本部に政策監を、健康福祉本部に粒子線治療推進監を、農林水産商工本部に国際戦略推進監を置くことができる。</p> <p>3～ 9 略</p>	<p>（企画・経営グループの分掌事務）</p> <p>第 5 条 企画・経営グループの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 本部の各課（センター、部に置かれた課、統括本部における第25条第 1 項の規定により置かれた職にある者からなる組織、粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>I L C 推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織</u>、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに政策監及び第26条第 1 項の規定により置かれた職にある者からなる組織を含む。）及び現地機関への指導及び助言に関すること。</p> <p>（4）～（6） 略</p> <p>2 略</p> <p>第21条 略</p> <p>2 統括本部に政策監を、健康福祉本部に粒子線治療推進監を、農林水産商工本部に国際戦略推進監及び<u>I L C 推進監</u>を置くことができる。</p> <p>3～ 9 略</p> <p>10 <u>I L C 推進監は、上司の命を受けて、国際リニアコライダー計</u></p>

改正前	改正後
<p>10～18 略 第25条 略 2 略 3 前項の場合において、統括本部においては、第1項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、防災に関する企画及び防災会議に関する事務の一部を処理し、健康福祉本部においては、同項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、粒子線治療の普及に関する事務の一部を処理し、農林水産商工本部においては、同項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、海外施策の総合調整及び推進に関する事務の一部を処理し、経営支援本部においては、同項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、人材の育成及び組織風土並びに業務改革の推進に関する事務の一部を処理する。</p>	<p><u>画の推進に関する事務を掌理する。</u> 11～19 略 第25条 略 2 略 3 前項の場合において、統括本部においては、第1項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、防災に関する企画及び防災会議に関する事務の一部を処理し、健康福祉本部においては、同項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、粒子線治療の普及に関する事務の一部を処理し、農林水産商工本部においては、同項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、海外施策の総合調整及び推進又は国際リニアコライダー計画の推進に関する事務の一部を処理し、経営支援本部においては、同項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、人材の育成及び組織風土並びに業務改革の推進に関する事務の一部を処理する。</p>

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(佐賀県公有財産規則の一部改正)
- 佐賀県公有財産規則 (昭和40年佐賀県規則第6号) の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略</p>

改正前	改正後
<p>(3) 課等 組織規則第2条、第3条第1項、第3項及び第4項並びに第4条第2項に規定する企画・経営グループ、課及びセンター、教育委員会事務局の企画・経営グループ及び課、警察本部及び議会事務局の課、統括本部における組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに教育庁危機管理・広報監及び佐賀県教育庁組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号）第20条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第2条第7号に規定する^いをいう。</p> <p>(4)～(8) 略</p>	<p>(3) 課等 組織規則第2条、第3条第1項、第3項及び第4項並びに第4条第2項に規定する企画・経営グループ、課及びセンター、教育委員会事務局の企画・経営グループ及び課、警察本部及び議会事務局の課、統括本部における組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織</u>、<u>ILC推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織</u>、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに教育庁危機管理・広報監及び佐賀県教育庁組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号）第20条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第2条第7号に規定する^いをいう。</p> <p>(4)～(8) 略</p>

（佐賀県財務規則の一部改正）

- 3 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 本庁等の各課 組織規則第2条、第3条第1項、第3項及び第4項並びに第4条第2項に規定する企画・経営グループ、課</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 本庁等の各課 組織規則第2条、第3条第1項、第3項及び第4項並びに第4条第2項に規定する企画・経営グループ、課</p>

改正前	改正後
<p>及びセンター、教育委員会事務局の企画・経営グループ及び課、警察本部会計課、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局並びに特定の政策を推進するための組織（統括本部における組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに教育庁危機管理・広報監及び佐賀県教育庁組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号）第20条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。次号において「特定政策組織」という。）をいう。</p> <p>(4) 本庁等の各課の長 組織規則第2条、第3条第1項、第3項及び第4項並びに第4条第2項に規定する企画・経営グループ、課及びセンターの長、粒子線治療推進監、国際戦略推進監、教育委員会事務局の企画・経営グループ及び課の長、警察本部会計課長、監査委員事務局副事務局長、人事委員会事務局副事務局長、労働委員会事務局総務調整課長、議会事務局総務課長、佐賀県本部設置条例第1条に規定する本部の副本部長、文化・スポーツ部副部長、生産振興部副部長、交通政策部副部長、政策監並びに副教育長をいう。ただし、副本部長、文化・スポーツ部副部長、生産振興部副部長、交通政策部副部長、政策監及び副教育長については、特定政策組織（粒子線治療推進監及び組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職</p>	<p>及びセンター、教育委員会事務局の企画・経営グループ及び課、警察本部会計課、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局並びに特定の政策を推進するための組織（統括本部における組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>ILC推進監</u>及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに教育庁危機管理・広報監及び佐賀県教育庁組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号）第20条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。次号において「特定政策組織」という。）をいう。</p> <p>(4) 本庁等の各課の長 組織規則第2条、第3条第1項、第3項及び第4項並びに第4条第2項に規定する企画・経営グループ、課及びセンターの長、粒子線治療推進監、国際戦略推進監、<u>ILC推進監</u>、教育委員会事務局の企画・経営グループ及び課の長、警察本部会計課長、監査委員事務局副事務局長、人事委員会事務局副事務局長、労働委員会事務局総務調整課長、議会事務局総務課長、佐賀県本部設置条例第1条に規定する本部の副本部長、文化・スポーツ部副部長、生産振興部副部長、交通政策部副部長、政策監並びに副教育長をいう。ただし、副本部長、文化・スポーツ部副部長、生産振興部副部長、交通政策部副部長、政策監及び副教育長については、特定政策組織（粒子線治療推進監及び組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>国際戦略推進監</u>及び同項の規定により置</p>

改正前	改正後
<p>にある者からなる組織を除く。)が置かれた場合に限る。</p> <p>(5)～(19) 略</p>	<p>かれた職にある者からなる組織並びにILC推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織を除く。)が置かれた場合に限る。</p> <p>(5)～(19) 略</p>